

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成22年12月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎
株式会社横田屋本店 代表取締役 猪狩 儀一
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン石巻中里
石巻市南中里二丁目9番45号及び36号
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎
東京都府中市若松町一丁目38番1号
株式会社横田屋本店 代表取締役 猪狩 儀一
気仙沼市八日町一丁目4番8号
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前） 4,733㎡
（変更後） 4,085㎡
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
（変更前） 269台
（変更後） 177台
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
（変更前） 33台
（変更後） 120台
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
（変更前） 191.0㎡
（変更後） 155.0㎡
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（変更前） 62.28㎡
（変更後） 43.15㎡
 - (6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前） 入口専用2か所，出口専用1か所
（変更後） 出入口1か所，入口専用2か所，出口専用1か所

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後10時まで

(変更後) 午前6時から午後9時まで

5 変更の年月日

平成23年7月19日

6 届出年月日

平成22年11月18日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課, 宮城県県政情報センター, 石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

8 縦覧期間

平成22年12月8日から平成23年4月8日まで(ただし, 閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。